レッドボックス
ビジネスパートナー規約

第１条　（目的）

1. レッドボックスビジネスパートナー規約（以下「本規約」という）は、合同会社レッドボックス（以下、「当社」という）が提供している CDN サービス及び付随するサービスのうち、別紙に掲げる対象サービス（以下、「本サービス」という）の販売を委託する契約に適用され、ビジネスパートナーはこれを誠実に遂行することにより、サービスの利用を希望する顧客（以下「顧客」という）の利便の向上を図るとともに、両者が発展することを目的とします。

第２条　（申込と承認）

1. ビジネスパートナーとして登録を受けようとする者（以下「登録希望者」という）は、本規約の全ての条件に合意の上、当社の Web サイト上の申し込みフォーム、またはビジネスパートナー登録申込書を用いて、当社に対して申し込みを行うものとします。
2. 当社は、登録申込を受理した後、速やかに審査を行い、ビジネスパートナーとして承認した場合、登録希望者に対し電子メールにて登録完了通知とパートナーコードを交付します。
3. 当社がパートナーコードを発行した段階で、登録希望者と当社との間に、本規約に基づく契約（以下、「本契約」という）が成立します。
4. 当社は、ビジネスパートナーとしての登録をお断りする場合があります。
   (1)　申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合
   (2)　本規約を履行する上で支障がある場合、または支障の生じる恐れがあると当社が判断した場合
   (3)　その他、ビジネスパートナーとしてふさわしくないと当社が判断した場合
5. 前項の場合、当社は登録希望者に電子メールにて通知するものとします。

第３条　（個別契約）

当社、ビジネスパートナー間における全ての個別契約に適用されます。個別契約の定めと本規約の定めに齟齬がある場合は、個別契約の定めが優先され適用される。

第４条　（パートナー種別）

1. パートナー種別を以下の通り分類する。
   (1)　お取次パートナー（当社がビジネスパートナーから顧客を紹介され、当該顧客との間で本製品に関して契約をする場合をいう）

(2)　再販パートナー（ビジネスパートナーが当社より本製品を仕入れ、ビジネスパートナーがビジネスパートナーの顧客に対し該当本製品を販売する場合をいう）

第５条　（顧客サポート）

本サービスにおける顧客サポートは以下に定める通りとします。

1. お取次パートナーの場合：
   当社が顧客に対してサポートを提供します。別途当社とビジネスパートナーの協議の上事前に書面による承諾がある場合に限り、ビジネスパートナーも当該顧客サポートを行うことができるものとします。
2. 再販パートナーの場合：
   当社はビジネスパートナーに対してサポートを提供します。

第６条　（費用負担）

ビジネスパートナーがビジネスパートナーの顧客に提供または当社に紹介する業務（以下、「販売業務」という）を遂行するために要する、交通費、旅費、通信費、交際接待費その他諸費用はすべてビジネスパートナーの負担とします。

第７条　（登録期間）

登録期間は本契約開始日より1年とし、ビジネスパートナーより解除または解約の申し出がない限り、1年ごとの自動更新とします。

第８条　（通知義務）

当社およびビジネスパートナーは、本契約の締結後、次の各号に該当する事態が発生した場合またはそのおそれがある場合は、ただちに相手方に書面をもって通知しなければならないものとします。

1. 営業の譲渡、合併、会社分割、主要株主その他実質的支配者の変動があったときなど経営上の重要な変更
2. 名称又は商号を変更したとき
3. 代表者を変更したとき
4. 事業の内容に重要な変更があったとき
5. 財務又は営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立若しくは開始の事実が発生し、又はそのおそれがあるとき
6. その他、相手方との取引に重大な変更を及ぼすもの

第９条　（取次手数料及び割引の適用）

当社は、以下に定める条件でビジネスパートナーに対し取次手数料・割引サービスを提供します。

1. お取次パートナー：
   ビジネスパートナーコードをお申し込み時に入力された顧客を対象に、当社が顧客との契約を締結し、サービス利用料金の入金が当社で確認された場合、別紙に定められた取次手数料をビジネスパートナーに支払うものとします。
   取次手数料の算出は、当月末締めとし、別紙キャッシュバック一覧に定める取次手数料を翌月末日（銀行休業日である場合は翌営業日）に当社が振込手数料を差し引いた額をビジネスパートナーへ支払うものとします。
2. 再販パートナーの場合：
   当社が提供するサービスの割引率は別紙パートナー割引一覧に基づきます。
3. ビジネスパートナーが本規約の定めに反する業務を行った場合、当該取次業務に対する一切の手数料支払いは行われない。また、当該取次業務に関して、すでに支払った取次手数料等がある場合にはこれをただちに返還しなければならないものとします。

第１０条（変更と通知）

1. ビジネスパートナーに30日以上前に通知することにより、当社は事情の変化に応じて、随時本規約および別紙キャッシュバック一覧・パートナー割引一覧を変更できるものとします。

第１１条（資料の提供・情報提供）

1. 当社は、ビジネスパートナーから要望を受けた場合、ビジネスパートナーが業務を遂行するため、当該サービスに関する販売資料・当該サービスの利用規約および申込書等（以下まとめて「資料等」といいます）を、当社が必要であるとみとめる範囲で無償にて提供します。ビジネスパートナーが独自に資料等を作成した場合、当社が承認後に利用できるものとします。
2. 当社は、当該サービスに関し、利用規約またはサービス内容等を変更した場合は、当社が必要であると認める範囲で、ビジネスパートナーに対し情報提供を行います。

第１２条（販売業務の委託の禁止）

1. ビジネスパートナーは、ビジネスパートナーの販売業務を第三者に委託してはならないものとします。

第１３条（商標等の使用）

1. ビジネスパートナーは、資料等に定める当社の商標等について、販売業務の範囲内においてのみ無料で使用することができるものとします。
2. ビジネスパートナーの資格を失った場合は、自己の責任と負担において、商標等の使用を直ちに中止するものとします。
3. 前項の定めに反し、ビジネスパートナーが当社の資産を当社に無断で自ら使用、第三者に使用させたことにより当社に損害が生じた場合は、当社はビジネスパートナーに対して損害賠償を請求することができるものとします。

第１４条　（提供物の取り扱い）

ビジネスパートナーは、ビジネスパートナー資格を失った時には、当社に対し、提供された資料等を返還するものとします。

第１５条　（禁止事項）

当社は、ビジネスパートナーに対し、以下の行為を禁止します。

1. 法令に違反する行為や公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為、あるいは教唆または幇助する行為。
2. 社会的規範に反すると当社が判断する行為。
3. 当該サービスの利用規約に反するもしくは反する恐れのある顧客に対し、販売業務を行う行為。
4. 当該サービスの利用料金・支払条件等、当該サービスの内容を改変した販売業務を行う行為。
5. 申込意思のない顧客を、あたかも申込意思のあるものとして虚偽または強引に販売業務を行う行為。
6. あたかも自らが当該サービスの提供者であるかのように装う行為。
7. 他のビジネスパートナーが販売業務を行った顧客について、それを知りながら二重に販売業務を行う行為、またはすでに利用契約が成立したにもかかわらず、それを知りながら二重申込媒介を行う行為。
8. 当社の信用・名誉または当社との信頼関係を毀損させる行為。

第１６条　（権利義務譲渡の禁止）

ビジネスパートナーは、本規約上の権利義務の一切を第三者に譲渡し、継承することはできないものとします。

第１７条　（個人情報の保護）

1. 当社およびビジネスパートナーは、販売業務に関連して知り得た個人情報について、これを保護し、その取得、管理、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱

いをしなければならないものとします。

2. 当社およびビジネスパートナーは、個人情報を第三者に漏洩、または販売業務遂行以外の目的に使用してはならないものとします。

第１８条　（個人情報の利用）

当社はビジネスパートナー情報として登録された個人情報を以下の用途で使用します。

1. ビジネスパートナーが当社に委託した作業についての連絡
2. 必要書類の送付
3. 当社からのお知らせメール（障害時含む）
4. ビジネスパートナーへの発送委託の為の代行業者への情報提供
5. 当社が提供する製品・サービスについての通知
6. 意見調査目的でのアンケート・お知らせメールの配信

第１９条　（資格の損失）

ビジネスパートナーは、自らに以下の各号に掲げる事由が生じたときは、本規約に関する債務の期限の利益を当然に失い、当社は催告を要さず書面で通知することにより、直ちにビジネスパートナー資格を失わせることができるものとします。

1. 本規約の規定に違反したとき
2. ビジネスパートナーが公序良俗に違反したとき。または重大な法令違反をしたとき
3. 破産の申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立、若しくは特別清算開始の申立、又はそれらの手続の開始があったとき
4. 手形交換所の取引停止処分、または資産差押、滞納処分を受けたとき
5. 合併による消滅、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
6. 第2条の申込の際、虚偽の内容の申告をした場合、または誤解をさせたとき

第２０条　（責任範囲）

1. ビジネスパートナーが、本規約の販売業務と同時に他社との契約に基づく商品、またはサービスの販売推奨を実施する場合、ビジネスパートナーまたは他社が原因で、第三者に損害が生じたとしても、本規約の販売業務にはなんら責任は及ばないものとします。

第２１条　（本規約の終了）

1. 当社は、当社の都合により、本契約を終了することがあり、本契約が終了した場合、本規約もその効力を失うものとします。
2. 当社が本規約を終了するときは、終了する30日前までにビジネスパートナーに対して

その旨を適宜の方法により、通知あるいは告知するものとします。

第２２条　（損害賠償）

本規約の履行に際して、ビジネスパートナーの責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、当社はビジネスパートナーに対して通常かつ直接損害の範囲で損害賠償を請求することができるものとします。

第２３条　（協議事項および管轄裁判所）

1. 本規約に関して、当社とビジネスパートナーとの間で問題が生じた場合には、当社とビジネスパートナーとの間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第２４条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国が定める法律、法令、政令が適用されるものとします。

第２５条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの条項またはその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款のその他の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

この規約は2010年7月7日より実施します。

(改定)

2013年10月1日施行

2015年1月10日一部改定

2015年3月10日一部改定

2016年7月19日一部改定

2024年11月15日　一部改定

2026年10月1日　一部改定